

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて（令和3年度飛騨市一般会計補正予算  
（専決第3号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年3月31日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和4年6月7日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

専決第1号

専 決 処 分 書

令和3年度飛騨市一般会計補正予算（専決第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

飛騨市長 都 竹 淳 也

令和3年度飛騨市一般会計補正予算（専決第3号）

令和3年度飛騨市の一般会計補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

令和4年3月31日専決

飛騨市長 都 竹 淳 也

第 1 表 繰 越 明 許 費 補 正

(追 加)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
03. 民 生 費	02. 児 童 福 祉 費	子育て世帯臨時特別給付金事業	2, 0 0 0